

令和7年12月25日、日置市農業委員会会長奥和俊は、令和7年度12月総会を日置市役所東市来支所4階第4会議室に招集した。

〈 会議に付した議案 〉

報告第3号	農地等の現況に係る報告審議について	(4件)
議案第56号	農業振興地域整備計画変更審議について	(1件)
議案第57号	農地法第3条許可申請書審議について	(14件)
議案第58号	農地法第5条許可申請書審議について	(3件)
議案第59号	非農地証明願出書審議について	(1件)
議案第60号	荒廃農地に係る非農地判断審議について	(6件)
議案第61号	農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議について	(67件)
議案第62号	農業経営基盤の強化の促進に関する計画に係る意見聴取審議	(1件)

〈 出席委員 〉 (17人)

1番 奥 和俊 (会長・議長)	2番 地頭所 忠一	3番 楠 眞憲
4番 重水 賢治	5番 山口 義廣	
7番 荒木 信之	8番 銚之原 正美	9番 黒葛 クルミ
10番 上原 孝一	11番 今屋 政市	12番 池田 初男
13番 満尾 修一	14番 今村 龍太郎	15番 宮脇 誠
16番 梅本 昭広		18番 横山 義晴
19番 中玉利 一朗		

〈 欠席委員 〉 (2人)

6番 久保 聖子、17番 西園 賢一郎

〈 出席推進委員 〉 (11人)

20番 佐藤 洋三	21番 松崎 秀樹	22番 下池 健悟	23番 川畑 直樹
	25番 南田 達宏	26番 榎園 博文	27番 池田 直人
	29番 濱崎 浩一	30番 田中 博視	
	33番 田中 宏和	34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (4人)

24番 有村 昭郎、28番 樋元 和則、31番 有馬 孝一、32番 鶴田 浩志

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	有島 春己	次長兼農業振興係長	小園 和仁
農地調整係長	福留 明博	農業振興係	岩下 茜
農地調整係	石塚 健一		

( 開会 9時00分 )

会長 ただいまから、令和7年度12月定例総会を開会します。  
本日の出席委員は19名中17名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。  
なお、( 久保聖子委員、西園賢一郎委員 ) から欠席届が提出されています。  
また、農地利用最適化推進委員が11名出席しております。  
なお、( 有村昭郎推進委員、樋元和則推進委員、有馬孝一推進委員、鶴田浩志推進委員 ) から欠席届が提出されています。  
それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。

会長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、8番「鉾之原正美」委員と9番「黒葛クルミ」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、報告第3号「農地等の現況に係る報告審議」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の2頁をご覧ください。4件です。  
番号1から番号3の農業委員会の取扱いは農地です。  
番号4の農業委員会の取扱いは非農地です。  
同対象地につきましては、地目変更登記に伴う法務局からの照会案件です。  
なお、処理期限の関係上、鹿児島地方法務局へは報告済です。  
説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 現地調査員の報告をお願いします。  
18番 報告第3号の番号1から番号3について一括して報告いたします。  
令和7年12月1日、私と副の南田委員は事務局職員と現地調査を行いました。  
当該農地の現況は耕作中の農地です。  
現況地目は、畑です。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 報告第3号の番号4について報告いたします。  
令和7年12月1日、私と副の南田委員は事務局職員と現地調査を行いました。  
当該農地の現況は非農地相当です。  
現況地目は、山林です。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございます。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、報告第3号「農地等の現況に係る報告審議」を終わります。

会長 次に、日程第3、議案第56号「農業振興地域整備計画変更審議」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の6頁をご覧ください。1件です。  
本議案は、市長から諮問を受けましたので本総会に提案するものです。  
番号1の種別は用途区分の変更です。  
申請人は、今回の申請地にトラクター、コンバイン等の農機具倉庫及び農業用資材置場として整備していたため、今回、是正のため、用途区分を農業用施設用地に変更するものです。  
説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

16番 議案第56号の番号1について報告いたします。  
令和7年12月15日、私と副の荒木委員、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。  
農用地区域外の土地利用状況からみて、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。  
農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはありません。  
農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはありません。  
農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはありません。  
総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律の要件のすべてを満たすので、変更相当であると判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。何か質疑等ございましたか。  
議場 [質問・意見等なし]  
会長 質疑ございませんので、議案第56号の案件について、諮問のとおり変更することが相当であることに賛成の方は、挙手をお願いします。  
議場 [賛成多数]  
会長 賛成多数です。議案第56号について、諮問のとおり変更することが相当であると決定しましたので、市長へ、その旨答申します。

会長 次に、日程第4、議案第57号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。  
会長 事務局の説明を求めます。  
事務局 9頁から11頁までの14件です。  
番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は486㎡、作物は野菜です。  
番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は290,392㎡、作物はお茶です。  
番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は289,932㎡、作物はお茶です。  
番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,138㎡、作物は野菜です。  
番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は7,433㎡、作物は水稻です。  
番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,751㎡、作物は果樹、野菜です。  
番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,039㎡、作物は水稻です。  
番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は58,281㎡、作物は水稻です。  
番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は7,149㎡、作物は水稻です。  
番号10の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,926㎡、作物は野菜です。  
番号11の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は12,906㎡、作物は水稻です。  
番号12の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は8,798㎡、作物はお茶です。  
番号13の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は5,670㎡、作物は水稻です。  
番号14の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は11,007㎡、作物は水稻です。  
以上、計14件について、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。  
22番 議案第57号の番号1について報告いたします。  
令和7年12月19日、私と正の奥会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
農地の現況は、耕作中の農地です。  
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第57号の番号2について報告いたします。

令和7年12月20日、私と副の松崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第57号の番号3について報告いたします。

令和7年12月20日、私と副の松崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第57号の番号4について報告いたします。

令和7年12月22日、私と副の南田委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈り及び重機等により耕作できる農地です。

取得後の農地の全てについて耕作の事業を行うと認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人以外の法人であり、不許可の例外による取得です。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第57号の番号5について報告いたします。

令和7年12月22日、私と副の南田委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第57号の番号6について報告いたします。

令和7年12月22日、私と副の梅本委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番

議案第57号の番号7について報告いたします。

令和7年12月22日、私と副の梅本委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番

議案第57号の番号8について報告いたします。

令和7年12月23日、私と副の満尾委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番

議案第57号の番号9について報告いたします。

令和7年12月18日、私と副の田中博視委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番

議案第57号の番号10について報告いたします。

令和7年12月23日、私と副の地頭所委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番

議案第57号の番号11について報告いたします。

令和7年12月22日、私と副の黒葛委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第57号の番号12について報告いたします。

令和7年12月19日、私と副の荒木委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第57号の番号13について報告いたします。

令和7年12月23日、私と副の池田直人委員は、代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第57号の番号14について報告いたします。

令和7年12月24日、私と副の池田直人委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。 議案第57号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第57号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第57号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第58号の「農地法第5条許可申請書審議」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、資料の28頁をご覧ください。3件です。

番号1の転用目的は、建売住宅、権利種別は所有権移転です。

番号2の転用目的は、小型水力発電事業に伴う残土置場、資材置場、駐車場、通路、権利種別は賃借権設定です。期間は1年5か月です。

番号3の転用目的は、養魚施設整備に伴う通路、権利種別は所有権移転です。

なお、すでに転用済みのため、始末書を添付しての申請です。

以上、3件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長  
5番

現地調査員の報告をお願いします。

議案第58号の番号1について報告いたします。

令和7年12月22日、私と副の南田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、10ヘクタール以上の農地の広がりのある、第1種農地ですが、申請地の隣接地から集落が広がっていることから、不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番

議案第58号の番号2について、報告いたします。

令和7年12月22日、私と副の梅本委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約1.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番

議案第58号の番号3について報告いたします。

令和7年12月19日、私と副の田中委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.6haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地「その他の農地」と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長

はい、ありがとうございました。

議案第58号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場

[質問・意見等なし]

会長

質疑等ございませんので、議案第58号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場

[賛成多数]

会長

賛成多数です。議案第58号のすべての案件について、許可することに決定しました。

- 会長 次に、日程第6、議案第59号「非農地証明願出書審議」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の33頁をご覧ください。1件です。  
非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。  
番号1は、20年以上経過した宅地です。  
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 15番 議案第59号の番号1について報告いたします。  
令和7年12月22日、私と副の黒葛委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。  
当該農地の現況は非農地相当です。  
認定基準の該当項目は2号宅地で、農地として利用できない土地です。  
総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているのので、非農地として証明することが相当であると判断しました。  
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 会長 はい、ありがとうございます。議案第59号の案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。
- 会長 何かご質疑等は、ございませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑等ございませんので、議案第59号の案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数です。議案第59号の案件について、非農地として証明することに決定しました。
- 会長 次に、日程第7、議案第60号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の35頁をご覧ください。議案第60号「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。  
まず、始めに申請分です。  
番号1 東市来町伊作田 登記地目は畑、登記面積は769㎡です。  
番号2 東市来町伊作田 登記地目は畑、登記面積は109㎡です。  
番号3 東市来町伊作田 登記地目は畑、登記面積は457㎡です。  
番号4 東市来町伊作田 登記地目は畑、登記面積は18㎡です。  
番号5 伊集院町下谷口 登記地目は畑、登記面積は624㎡です。  
番号6 伊集院町大田 登記地目は田、登記面積は2,833㎡です。  
現地については、事務局で調査し、現況地目は、番号1から番号6のすべての案件について「原野」と判断しました。  
以上、田1筆、面積2,833㎡、畑5筆、面積1,977㎡、合計6筆、面積4,810㎡です。  
農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくお願ひします。
- 会長 はい、ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑等ございませんので、議案第60号のすべての案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数ですので、議案第60号のすべての案件について、非農地として判断することに決定しました。

会長 次に、日程第8、議案第61号「農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議」を議題とします。  
会長 それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。  
会長 上原孝一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。  
10番 [退席]  
会長 事務局の説明を求めます。  
事務局 41頁の番号1及び47頁の番号1及び番号2です。貸借です。  
この案件につきましては、借人が上原委員と2親等以内の親族であるため、議事への参与を制限いたします。  
面積について、畑が2,871㎡、計2,871㎡、利用権設定数は3筆です。  
本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。  
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。  
会長 何かご質問等は、ありませんか。  
議場 [質問・意見等なし]  
会長 質疑等ありませんので、議案第61号の41頁の番号1及び47頁の番号1及び番号2の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。  
議場 [賛成多数]  
会長 賛成多数です。議案第61号の41頁の番号1及び47頁の番号1及び番号2の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。  
上原委員に着席の連絡をしてください。  
10番 [着席]  
会長 次に、地頭所忠一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。  
2番 [退席]  
会長 事務局の説明を求めます。  
事務局 41頁の番号9から番号10です。貸借です。  
面積について、田が785㎡、計785㎡、利用権設定数は2筆です。  
本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。  
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。  
会長 何かご質問等は、ありませんか。  
議場 [質問・意見等なし]  
会長 質疑等ありませんので、議案第61号の番号9及び番号10の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。  
議場 [賛成多数]  
会長 賛成多数です。議案第61号の番号9及び番号10の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。  
地頭所委員に着席の連絡をしてください。  
2番 [着席]  
会長 次に、横山義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。  
18番 [退席]  
会長 事務局の説明を求めます。  
事務局 45頁の番号47から番号49までです。貸借です。  
この案件につきましては、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。  
面積について、田が3,260㎡、計3,260㎡、利用権設定数は3筆です。  
本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及

び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第61号の番号47から番号49の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第61号の番号47から番号49の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

横山委員に着席の連絡をしてください。

18番 [着席]

会長 次に、永野彰一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

34番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 45頁の番号50及び番号51までです。貸借です。

面積について、畑が4,609㎡、計4,609㎡、利用権設定数は2筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第61号の番号50及び番号51の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第61号の番号50及び番号51の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

永野委員に着席の連絡をしてください。

34番 [着席]

会長 次に、議案第61号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 資料の41項から47頁です。貸借です。

面積について、田が16,276㎡、畑が39,594㎡、計55,870㎡、利用権設定数は57筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第61号の議事参与制限以外のすべての案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第61号の議事参与制限以外のすべての案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 それではここで、5分間の休憩とします。

(休憩)

会長 皆さんお揃いですので、会議を再開します。

会長 次に、日程第9、議案第62号「農業経営基盤の強化の促進に関する計画に係る意見聴取審議」を議題とします。

会長 担当課より説明をお願いします。

農林水産課 農林水産課の山室です。説明に入る前に資料の訂正をお願いします。資料50頁の番号14の主な変更内容に3筆とありますが6筆の間違いでしたので訂正をお願いします。

それでは、議案第62号農業経営基盤の強化の促進に関する計画に係る意見聴取審議について説明します。49ページをご覧ください。

日置市地域計画の変更に伴い、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する計画について、同条第6項の規定に基づき意見を求めるものでございます。

50ページをご覧ください。

日置市地域計画変更（予定）区域一覧を添付しております。

変更地域については、東市来地域が（伊作田川原）の1地域、伊集院地域は、（野田・飯牟礼・古城・恋之原・麦生田・下土橋・下神殿・中川）の7地域、日吉地域は、（吉利・住吉・扇尾・日新・日置）の5地域、吹上地域は、（花田）の1地域 計14地域の変更となります。

主な変更内容を記載しておりますが、詳細につきましては、11月定例総会にてご説明させていただきましたので省略させていただきます。地域内の農地面積、筆数、地域内の農業を担うものについては、括弧内が変更前、上部に記載のある数値が変更後のものとなっております。

簡単ではございますが、議案第62号農業経営基盤の強化の促進に関する意見聴取審議について説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第62号の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第62号の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 以上で、本日の審議は終了しました。

令和7年度12月総会を閉会します。

（ 閉会 10時 15分 ）

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会長 奥 和俊

8番 鎌之原 正美

9番 黒葛 久美

